特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 11 | 予防接種に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉崎村は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生されるリスクを軽減されるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

泉崎村長

公表日

令和5年4月1日

[平成31年1月 様式2]

| I 関連情報 | | | | | |
|--------------------------|---|--|--|--|--|
| 1. 特定個人情報ファ | イルを取り扱う事務 | | | | |
| ①事務の名称 | 予防接種関係事務 | | | | |
| ②事務の概要 | 予防接種法の規定則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務 ②予防接種歴のデータの入力、台帳管理及び照会 ③接種費償還払い事務 ④接種実績及び実施状況調査の回答 ⑤給付の支給等 | | | | |
| | 新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、および臨時に行う予防接種の実施に関する事務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。 | | | | |
| | 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムにせつぞくして特定個人情報の照会を行う。 | | | | |
| | 〇新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 | | | | |
| ③システムの名称 | 健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウエア ワクチン接種記録システム(VRS) | | | | |
| 2. 特定個人情報ファ | イル名 | | | | |
| 予防接種関係ファイル、タ | 宛名情報ファイル | | | | |
| 3. 個人番号の利用 | | | | | |
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の第10項、93の2項並びに内閣府・総務省令第10条、第67条の2 | | | | |
| | ○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) | | | | |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | | | | |
| ①実施の有無 | <選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定 | | | | |
| ②法令上の根拠 | (情報照会の根拠):番号法第19条第7号 別表第二 16項の2、17項、18項、19項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定 める事務及び情報をを定める命令 第12条の2各号、第12条の2の2、第59条の2 (情報提供の根拠):番号法第19条第8号 別表第二 16項の2、16項の3、115項の2項 | | | | |
| | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報をを定める命令 第12条の2各号、第13条各号、第59条の2 | | | | |

める事務及び情報をを定める命令 第12条の2各号、第13条各号、第59条の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署保健福祉課②所属長の役職名保健福祉課長

6. 他の評価実施機関

-

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒969-0101

福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸145番地

泉崎村役場 総務課 電話: 0248-53-2111 ファクス: 0248-53-2958 E-mail:soumu@vill.izumizaki.fukushima.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒969-0101

福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字山ケ入101番地

泉崎村役場 保健福祉課 電話:0248-54-1335 ファクス:0248-54-1353 E-mail:fukushi@vill.izumizaki.fukushima.jp

連絡先

請求先

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | | |
|--|----------|-------------------|------------|---|---|-----------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1,000人以上1万人未満] | | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| | いつ時点の計数か |]5年4月1日 時点 | | | | | |
| 2. 取扱者数 | | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | |] | 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 | |
| | いつ時点の計数か | 令和 |]5年4月1日 時点 | | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | | | |
|--|-------|-----------|-------|---|------------------------------|--|--|--|
| [基礎 | 項目評価 | 書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価 | 書 書及び重点項目評価書 書及び全項目評価書 | | | |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | | | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され | _ | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か | Г | 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され | | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され | _ | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | | | | | | | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | ま(委託や | 情報提供ネットワー | ウシステム | を通じた提供を除く。) | []提供・移転しない | | | |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され | | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムと | の接続 | | []接続しない(入手) | []接続しない(提供) | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され <選択肢> | | | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [| 十分である |] | く選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され | ている | | | |
| 7. 特定個人情報の保管・注 | 肖去 | | | | | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され | | | | |
| 8. 監査 | | | | | | | | |
| 実施の有無 | [0] | 自己点検 | [] | 内部監査 [] | 外部監査 | | | |
| 9. 従業者に対する教育・啓 | 発 | | | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [| 十分に行っている |] | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行ってし 3) 十分に行ってし | いる | | | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---|--|--|------|-----------|
| 令和4年5月9日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第1516号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第56号(委託先への提供) | 〇新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供) | 事後 | 修正 |
| 令和4年5月9日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 第二 16項の2、17項、18項、19項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 | (情報照会の根拠):番号法第19条第8号 別表第二 16項の2、17項、18項、19項、115の2項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報をを定める命令 第12条の2各号、第12条の2の2、第59条の2 | 事後 | 修正 |
| 令和4年5月9日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ①部署 | 住民福祉課 | 保健福祉課 | 事後 | 修正 |
| 令和4年5月9日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名 | 住民福祉課長 | 保健福祉課長 | 事後 | 修正 |
| 令和4年5月9日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先 | 〒969-0101 福島県西白河郡泉崎村 大字泉崎字八丸145番地 泉崎村役場 総務課 総務係 Ta 0248-53-211 | 〒969-0101 福島県西白河郡泉崎村 大字泉崎字八丸145番地 泉崎村役場 総務課 Tol. 0248-53-211 | 事後 | 修正 |
| 令和4年5月9日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先 | 〒969-0101 福島県西白河郡泉崎村 大字泉崎字山ケ入101番地 泉崎村役場 住民福祉課 福祉係 Tu 0248-54-1335 | 〒969-0101 福島県西白河郡泉崎村 大字泉崎字山ケ入101番地 泉崎村役場 保健福祉課 TL 0248-54-1335 | 事後 | 修正 |
| 令和4年5月9日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の係数か | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年5月9日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の係数か | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和5年4月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年4月1日 時点 | 事後 | |